

立川市災害被災者等援護条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 17 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

災害見舞金の受給資格者及び災害援護資金の貸付対象者の範囲を整理するため。

立川市災害被災者等援護条例の一部を改正する条例

立川市災害被災者等援護条例（昭和51年立川市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>(災害見舞金の受給資格)</p> <p>第3条 ……略……</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、同一住所に複数の世帯が住民登録されており、かつ、生計を実質的に一にしていると市長が認める特段の事情がある場合は、そのいずれかの世帯の世帯主のみ災害見舞金の支給を受けることができる。</u></p> <p>(災害弔慰金の受給資格)</p> <p>第5条 災害弔慰金の支給を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を有しているものとする。</p> <p>(1)及び(2) ……略……</p> <p>(3) 死亡者が<u>第3条第1項第2号</u>に掲げる要件を有していたこと。</p> <p>(災害障害見舞金の受給資格)</p> <p>第8条の2 災害障害見舞金の支給を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を有しているものとする。</p> <p>(1)及び(2) ……略……</p> <p>(3) 障害者が、<u>第3条第1項第2号</u>に掲げる要件を有していること。</p> <p>(災害援護資金の貸付対象)</p> <p>第9条 災害援護資金の貸付けを受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を有している世帯の世帯主とする。</p> <p>(1)及び(2) ……略……</p> <p>(3) <u>第3条第1項第2号</u>に掲げる要件を有していること。</p> | <p>(災害見舞金の受給資格)</p> <p>第3条 ……略……</p><br><p>(災害弔慰金の受給資格)</p> <p>第5条 災害弔慰金の支給を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を有しているものとする。</p> <p>(1)及び(2) ……略……</p> <p>(3) 死亡者が<u>第3条第2号</u>に掲げる要件を有していたこと。</p> <p>(災害障害見舞金の受給資格)</p> <p>第8条の2 災害障害見舞金の支給を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を有しているものとする。</p> <p>(1)及び(2) ……略……</p> <p>(3) 障害者が、<u>第3条第2号</u>に掲げる要件を有していること。</p> <p>(災害援護資金の貸付対象)</p> <p>第9条 災害援護資金の貸付けを受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を有している世帯の世帯主とする。</p> <p>(1)及び(2) ……略……</p> <p>(3) <u>第3条第2号</u>に掲げる要件を有していること。</p> |

|  |  |
|--|--|
| <p>(4) ……略……</p> <p><u>2 第3条第2項の規定は、前項に規定する災害援護資金の貸付けについて準用する。この場合において、同条第2項中「災害見舞金の支給」とあるのは「災害援護資金の貸付け」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(災害援護資金の貸付取消し等)</p> <p>第15条 市長は、災害援護資金の貸付けの決定を受け、又は貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その決定を取り消し、又は災害援護資金の全部若しくは一部を一時に返還させることができる。</p> <p>(1) 虚偽の申請その他<u>不正</u>の行為があったとき。</p> <p>(2)及び(3) ……略……</p> <p>2 ……略……</p> | <p>(4) ……略……</p> <p>(災害援護資金の貸付取消し等)</p> <p>第15条 市長は、災害援護資金の貸付けの決定を受け、又は貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その決定を取り消し、又は災害援護資金の全部若しくは一部を一時に返還させることができる。</p> <p>(1) 虚偽の申請その他<u>不正な</u>行為があったとき。</p> <p>(2)及び(3) ……略……</p> <p>2 ……略……</p> |
|--|--|

附 則

この条例は、公布の日から施行する。